

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	四国西南航路（細木航路）災害復旧工事
工 事 概 要	本工事は、四国西南航路細木航路防波堤の構造物撤去工及び本土工（捨石式）を施工し、安全管理を実施するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長 愛媛県松山市海岸通2426-1
契 約 年 月 日	平成29年10月27日
契 約 業 者 名	泉建設工業（株）
契 約 業 者 の 住 所	愛媛県宇和島市津島町高田丙157番地1
契 約 金 額	¥4,730,400円（税込み）
予 定 価 格	¥4,737,933円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>平成29年9月16日から17日にかけて愛媛県内を通過した台風18号による強風・波浪の影響により、四国西南航路（細木航路）防波堤の被災が確認された。防波堤の被災箇所は先端の堤頭部（基礎部）であり、日々の波浪等による洗掘等により被災箇所が拡大する可能性が高い箇所であるとともに、被災箇所が拡大した場合、防波堤堤頭部に設置されている宇和島海上保安部の灯台が倒壊することも容易に想定できるほどの状況であり、倒壊した場合は、開発保全航路である細木航路の船舶航行に著しい支障をきたすこととなるため、早急に災害復旧対策に取り組むこととした。</p> <p>本工事は、開発保全航路である細木航路の適切な維持管理を目的とし、被災箇所の更なる拡大（防波堤堤頭部基礎部の崩壊）防止及び早期復旧を緊急に行う必要があり、通常の競争に付す時間的余裕がないことから、四国地方整備局管内において地震・津波・高潮その他の異常な自然現象による被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るため、四国地方整備局次長（以下「当局」という。）と四国港湾空港建設協会連合会会長（以下「四港連」という。）等との間で締結された「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」第5条第1項に基づき、当局が四港連に会員の出動要請を行ったものである。</p> <p>要請に基づき、四港連から会員の泉建設工業株式会社に対応可能である旨の報告を受け、当局が同社に要請を行ったところ、同社から受諾書が提出されたものである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号の規程に基づき、泉建設工業株式会社と契約するものである。</p>
工 事 場 所	愛媛県宇和島市蔭渚地先
工 事 種 別	港湾土木工事
工 期 （ 自 ）	平成29年10月27日
工 期 （ 至 ）	平成29年12月22日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。